

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年11月29日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 調達内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 調達件名 | 岡山支部窓口受付発券機システムの更改に係る業務委託 |
| (2) 調達概要 | 仕様書に記載 |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和5年3月3日まで |
| (4) 履行場所 | 全国健康保険協会岡山支部 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階 |

2. 見積競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において、いずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 岡山県内に自社の事業所を有していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていないものであること。

3. 契約者の選定方法

上記競争参加資格を満たし、当該見積競争に参加した業者のうち、最低価格かつ予算の範囲内（予定価格）で見積書を提出した事業者に決定する。

4. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出先及び問い合わせ先
〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781 担当 原田
- (2) 仕様書の交付場所及び問い合わせ先
同上。なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
- (3) 見積書提出期限
日時：令和4年12月14日（水）15時（必着）
- (4) 見積書と同時に提出が必要な書類
・厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の取得を証明する資格審査結果通知書（写）

5. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会岡山支部宛提出すること。
記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 最低価格かつ予算の範囲内の価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、当支部が指定する日時場所において当該見積参加者にくじを引かせて業者を決定する。
ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 見積結果については、別途参加者に電話連絡する。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 不要

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。